

令和8年4月吉日

各 位

辻の盆実行委員会
会長 横井 昭一

第20回 辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」における模擬店参加について（ご案内）

日頃より県立辻堂海浜公園における管理運営及び事業推進に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域の皆様に愛され育てていただいている辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」も、今年で20回目の節目の年を迎えることになりました。昨年は2日間で約3万3千人のご来場様に夏の一夜を楽しんでいただくことができました。

つきましては、今年も地域の皆様のお力添えのもと「辻の盆」を盛り上げて参りたく、模擬店の出店を希望される店舗の方は、別紙「辻堂海浜公園模擬店等出店要領」及び「辻堂海浜公園での催事等における出店条件」をご熟読の上、出店申請書を事務局宛にご提出くださいますようお願い申し上げます。

併せて、昨年に引き続き物価高騰による厳しい経済状況が続いているところ恐縮ではございますが、「辻の盆」の継続的な運営を図るため、ご協賛につきまして各段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■イベント概要

- 1 イベント名：第20回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」
- 2 日 時：令和8年7月18日（土）、19日（日） 【雨天中止】
15：00～20：30（盆踊り等のイベント 17：00～20：30）
- 3 場 所：県立辻堂海浜公園芝生広場特設会場
- 4 来 場 者 数：約30,000人
- 5 主 催：辻の盆実行委員会

■募集概要

- 1 出店料：【一般テント出店】65,000円/2日間
- 2 協賛金：1口10,000円～
※ご協賛頂きました企業様につきましては、次のとおり協賛名を紹介させていただきます。

- 1、2万円：会場掲示
- 3、4万円：会場掲示、事前配布チラシ（裏）
- 5万円以上：会場掲示、事前配布チラシ（表）、ポスター、当日配布プログラム（縦3cm×横6cm広告枠）

- 3 出店要領：「辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」模擬店等出店要領」によります。
その他、①いずれの出店の場合も販売品目の価格の上限を1,500円とし、内容品質等良心的な価格設定に努めること
②飲料価格について主催者の定める価格に準ずること
③「辻の盆」開催の2日間にわたり出店できること
④出店者説明会に代表者又は店長等責任のある立場の方が出席すること
⑤『辻の盆応援抽選会』の景品のご提供をいただけること（イベント当日店舗及び後日店舗で使用可能な「1,000円分金券」2枚をご提供頂く予定）
⑥「辻の盆」開催終了翌日朝8：30～9：00の園内清掃に1名参加できること

- 4 出店条件：【テント出店】「辻堂海浜公園での催事等における出店条件」によります。
- 5 提出物：出店申請書（別紙様式1）、出店販売品目一覧表（別紙様式2）、屋台型臨時営業許可証のコピーを提出
※当催事に初めて出店される方は、所在地の記載のある飲食店営業許可証（写し）を添付
- 6 選考基準：
・メニューのオリジナリティ
・低廉な料金設定（地元子ども達がお求めやすい価格帯）
・地産地消、郷土料理、健康に寄与する品目
・神奈川県内に店舗を有する（特に、藤沢市・茅ヶ崎市など）
・協賛金額
- 7 出店申請書の提出方法：FAX、メール **※締切り 5月11日（月）**
※FAX送信後は必ず到着確認の電話をお願いします
- 8 募集期間等：令和8年4月2日（木）から5月11日（月）まで
① 5月11日（月）・・・「出店申請書」「販売品目一覧表」
「屋台型臨時営業許可証（写し）」提出締切（厳守）
② 5月18日（月）・・・出店者決定通知送付
※出店数が限られ、応募されても出店できない場合がございます。
予めご了承のうえ、申請して下さい。
③ 6月22日（月）・・・出店者説明会（出店料、協賛金を徴収します）
④ 7月21日（火）・・・出店報告書提出（厳守）
- 9 その他：
・選考状況等を事前に事務局にお問合せ頂いてもお答えすることはできません。
また、選考結果に対するお問い合わせに関してもお答えすることはできません。
・藤沢市保健所へ行事の開催届を事務局が全出店者分を一括して申請します。
・出店位置は、一部を除き、出店者説明会時にくじ引きにより決定します。
・出店料及び協賛金のお支払後、出店者都合により出店キャンセルされた場合、返金はできません。
・事前のお問合せは、電話ではお受けできません。
メール（tsujidou-tsujinobon@kanagawa-park.or.jp）のみ受付いたします。

問合せ先
辻の盆実行委員会事務局：県立辻堂海浜公園 長井、白石
〒251-0046 藤沢市辻堂西海岸 3-2
電話 0466-34-0011 FAX0466-34-3733

辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」模擬店等出店要領

1. 出店料等

- テント出店料 1店舗 65,000円(2日分)
- 雨天等で2日間共イベントを中止した場合のみ、出店料の一部を返金します。
- 「辻の盆」の継続的な運営を図るため、協賛金のご協力をお願いします。

2. 貸出し備品

- テント：サイズ 1.5間×2間(約3坪) 1張
- テーブル：(W1800×D600×H700) 3台
- イス：折りたたみ式 3脚

※テントは公園側で設置します。テーブル、イスは貸出・返却場所から各店舗で運搬及び設置をお願いします。

3. 出店の際、各店舗が用意するもの

- ①必要な熱源(発電機、ガスコンロ等) ②地面保護材(ベニヤ板、ダンボール等)
- ③その他販売に際して必要な看板等備品 ④小運搬用の台車等
- ⑤夜間器具類を覆う為のシート、ロープ等(火気器具の置き去り不可)
- ⑥火気器具を使用する場合は消火器

4. 販売品目、価格等

○辻堂海浜公園では、イベント開催を地域の皆様への謝恩(還元)の機会としています。

販売価格は上限1,500円とさせていただきますが、地域の皆様がお買い求めしやすい低廉な価格で御調整頂くとともに、内容・品質等にご配慮頂き、催事の継続と評判の向上にご協力下さい。

○生ビール(400ml以上)600円、生サワー及びハイボール類(400ml以上)500円、缶ビール(一般的な日本メーカーの銘柄350ml)400円、缶チューハイ及びカクテル、ハイボール類(一般的な日本メーカーの銘柄350ml)300円、ペットボトルソフトドリンク(500ml)200円、かき氷300円以内でお願いします。

※ビン・ガラス類での販売は禁止です。

○飲食用容器等については、環境に配慮した製品(紙製や生分解性のもの)をご使用ください。爪楊枝等は、芝生内に散乱すると危険ですので使用しないで下さい。

○催事の飲食販売行為は、藤沢市保健所に届出をします。品目は正確に記載して下さい。

なお、出店申請書に記載された出店品目以外の販売はできません。

また、藤沢市保健所の指導により、記載された出店品目が販売できない場合もあります。(別紙「屋台型臨時営業について(藤沢市保健所)」を参照し、メニュー考案の参考にして下さい。販売品目の内容も出店決定の選考対象となりますので、提出後の追記・訂正は原則受け付けません。)

※直前加熱できるものに限り、(生野菜・生フルーツの使用は禁止)

※直前加熱できない調理工程や、加熱後に冷やす工程のあるメニューは販売できません。

※かき氷に果物(冷凍果物も含む)等のトッピングはできません。また、氷自体に味のついている氷や冷凍いちごのような冷凍果物を削るメニューは販売できません。(スムージー類やフローズドリンク類も販売できません)

※現場で包丁やまな板を使用した仕込みはできません。

5. 出店者説明会

○6月22日（月）10：00から公園管理事務所会議室で実施予定です。

○出店を許可された店舗は、責任者が説明会に出席して下さい。欠席の場合、出店の取消もあります。

○説明会当日の駐車料金は1台分無料とします。（事務所窓口にて処理します。）

○説明会当日に、出店料及び協賛金を徴収しますのでご持参下さい。また、「辻の盆応援抽選会」の景品（1,000円分金券）に同封する貴店チラシやショッピングカードなど3部もご持参下さい。

○説明会当日に、イベントチラシ及び駐車許可証、園内通行証を配布します。

6. その他

○この要領のほか、別紙「辻堂海浜公園での催事等における出店条件」を遵守して下さい。

○各店舗から出たゴミ（調味料容器など販売に要したもの）は、各日毎に全てお持ち帰り下さい。

○イベント最終日翌朝（7月20日（月））8：30～9：00の園内清掃に、必ず各店舗1名のご参加をお願いします。

○イベント当日は、テント出店のみ各日1店舗につき1台分の駐車スペースを用意します。

（プール西側バックヤード及び周辺園路を予定）

○発電機や火気器具を使用する場合は、必ず消火器を常備して下さい。

※当日は藤沢消防署の査察が入りますので、必ず遵守して下さい。

○イベント終了後、最終日を含めた3日以内（7月21日（火）まで）に、「出店報告書」を公園管理事務所に提出をお願いします。

辻堂海浜公園での催事等における出店条件

辻の盆実行委員会は、「辻堂海浜公園での催事等における出店条件」に則り、以下のとおり出店条件を定めましたので、遵守願います。

- 1 出店するにあたっては、催事等の開催趣旨を十分に理解し、公園利用者が満足できる安全で安心なサービスの提供に誠意をもって取り組むものとします。
- 2 催事等における出店者の出店基準は、次のとおりとします。
 - (1) 催事の趣旨に賛同すること
 - (2) 暴力団等に関係がないと認められた者であること
 - (3) 居所不明、素行不良、その他出店者として相応しくない者は出店できません
 - (4) 地元自治会、町内会、子供会、学校法人、社会福祉法人等の非営利団体及び地元商工会議所、商工会、商店会、青年会議所、観光協会等の地域振興団体に加入していること
 - (5) その他、園長が特に出店を認めた団体及び店舗であること
- 3 食品を提供する出店者の出店条件は、次のとおりとします。
 - (1) 食品を提供する出店は、公園を管轄している藤沢市保健所を含む、県内の保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）の臨時営業の営業許可（屋台型臨時営業）を有していること
※令和4年6月1日より食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（神奈川県）において、催事等で簡易な施設（仮設テント等）を設けて不特定多数を対象に食品を提供する場合は、臨時営業の営業許可が必要となりました。
 - (2) 1つの屋台型臨時営業許可で取り扱うことができる食品は、1品目（同一種の器具及び同一の工程で調理するもの）に限ります。
※飲料の販売は1品目に含まれませんが、内容によっては保健所から許可されない場合があります。
 - (3) 食品衛生管理上及び品質安全性等において、販売に携わる者は食品衛生責任者を配置し必要な対策を講じること（藤沢市保健所の指導書「行事における食品の提供について」による）
- 4 出店者は、次の条件を満たすとともに、常に善良な精神で公園利用者に接し、出店者間において、円滑な運営が行われるよう協力してください。
 - (1) 主催者が開催する催事等のための会議等に参加すること
 - (2) 主催者及び園長の指示に従うこと
 - (3) 販売品目及び価格については、公園及び催事等の特性を踏まえ適正であると認められること
 - (4) 販売価格は、一般の市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
 - (5) 販売品に係る一切の責任を負うこと
 - (6) 賞味期限及び消費期限等を過ぎたものは取り扱わないこと
 - (7) 飲酒や喫煙しながら販売等しないこと
 - (8) 販売品に係わるゴミは各日毎に必ず持ち帰るとともに、販売中及び販売後は店舗内外の美化に努めること
- 5 出店者は催事運営に関する諸経費の一部を出店料として支払うものとします。（金額は別途定めます）

- 6 当公園が主催する催事等への出店希望者は「出店申請書（別紙様式 1）」及び「出店販売品目一覧表（別紙様式 2）」、「屋台型臨時営業許可証（写し）」等を提出するものとします。
- 7 出店については主催者及び園長が出店の諾否を判断し、承認するものとします。
- 8 出店者が、次の各号の何れかに該当し又は該当する恐れがあると判明した場合には、主催者及び園長は出店者に対し、事前に通知することなく、直ちに出店を停止することができるものとします。
 - （1）出店申請書に虚偽がある場合
 - （2）主催者及び他の出店者に不利益を与える場合
 - （3）催事の運営を妨げ、主催者の信頼を毀損する場合
 - （4）出店内容及びその行為に危険、恐怖及び不快等がある場合
 - （5）主催者又は園長の指示に従わない場合
- 9 催事等の終了後、出店者は販売実績を記載した「出店報告書（別紙様式 3）」を主催者及び園長に提出するものとします。
- 10 出店は、当該催事等に関し承認するものであり、他の催事等に出店を希望する場合は新たな申請手続きを行うものとします。

出店申請書

辻の盆実行委員会 会長 殿

加盟の商店会、
商工会議所等の名称 _____

出店者会社名 _____

出店名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

代表者電話 _____

私は、第20回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」に出店者として参加したいので、次のとおり申請いたします。

催事の名称	第20回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」	
開催日時	令和8年7月18日(土)・19日(日)	
出店名		
担当者名		
当日の従事者数(人/日)		
担当者連絡先	電話	
	FAX	
	Eメール	
	携帯番号	
出店形態	テント	
協賛金 (1口10,000円～となります。 金額を記載して下さい。)	協賛金: _____ 円	

- ※加盟の商店会、商工会議所等の名称の欄は、所属している商店会などの名称を記載してください
- ※出店者会社名は(株)〇〇商事など、出店名は〇〇屋等の店舗名を記入ください
- ※藤沢市保健所を含む県内保健所設置自治体で取得した屋台型臨時営業許可証の写しを添付してください
- ※当催事に初めて出店申請される場合、所在地の記載のある飲食店営業許可証の写しを添付してください
- ※2枚目の出店販売品目一覧表もご記入ください(販売品目、予定単価、予定数量等を記入)

提出期限 令和8年5月11日(月)
FAX 0466-34-3733(長井、白石宛)

出店報告書

辻の盆実行委員会 会長 殿

出店者会社名

出 店 名

代表者氏名

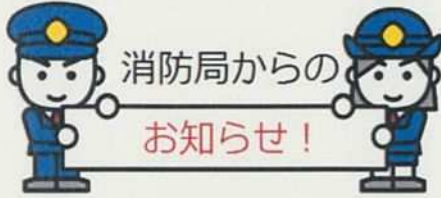
住 所

代表者電話

第20回辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」の販売実績等は以下のとおりです。

出店担当者名				
担当者 電話番号/携帯電話番号		【電話番号】	／【携帯電話番号】	
品目	単価	数量	金額	備考
		合計		

※提出期限は、7月21日(火)(催事終了後、最終日を含めた3日以内)を厳守してください
 ※提出先 FAX:0466-34-3733 辻堂海浜公園管理事務所 長井、白石宛



露店等で消火器の設置が義務化

藤沢市火災予防条例の一部改正により、多数の方が集合するイベントに露店等を出店する際、火を使用する器具等を使用する場合は、消火器を準備することが義務となりました。



《ガソリン携行缶の取扱い》

- 1 ガソリンを入れる容器は、金属製の容器でなければいけません。
 - 2 直射日光が当たる場所や、車内等での保管は大変危険です。
 - 3 携行缶のキャップは、正しい手順で開口してください。(裏面参照)
- ※ ガソリンは非常に引火しやすく、また、気化したガソリンは爆発して事故を引き起こすおそれがあります。

《発電機の取扱い》

- 1 風通しの良い地面に置きましょう。
- 2 物を載せたり、まわりに物を置かないでください。
- 3 給油時、エンジンを停止しましょう。

《プロパンガスボンベの取扱い》

- 1 屋外で使用する場合は、強風や煮こぼれ等でガスの火が消えることがあります。ガス漏れに注意しましょう。
- 2 ボンベは転倒防止のため、平らな場所に置くようにしてください。また、火気から2m以上離して置くようにしましょう。
- 3 ゴムホースのヒビ割れ等を点検し、しっかりと取付けましょう。

《その他》

消火栓や防火水槽等の周囲に、露店等は設置しないでください。

問い合わせ先：藤沢市消防局 予防課・査察指導課・警防課

TEL 0466-25-1111

参考：ガソリン携行缶開口手順

※ 作業手順を誤ると、ガソリンが噴出して大変危険な状況になります。



①元のネジ部を少し緩め
缶内の圧縮空気を抜く。



②空気が全て抜けたら
ノズルを本体から分離。



③ネジ部と平キャップを
ここで分離する。



④ノズルを接続する。



携行缶の種類によって、圧力調整ネジが付いているものがあります。作業手順が異なる場合があります。必ず取扱説明書等で確認しましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

露店等で用いられる火気器具等の例

ガス器具



コンロ

フライヤー

まき、炭



七輪

電気を熱源とする器具



ホットプレート

臨時的な行事において 仮設の店舗で食品を提供する皆さんへ ～屋台型臨時営業について～

行事において、簡易な施設を設けて不特定多数を対象に食品を提供する場合は、
原則として食品衛生法で定められている営業許可が必要です。

屋台型臨時営業とは

臨時的な行事に付随して、固定店舗としての営業許可を受けられない場所（上下水道等に直結する給排水設備の整備が容易にできない場所）で、仮設の店舗（移動可能な組立て式テント等の施設）において簡易な調理を行い、その食品を客に提供する営業です。

行事の主催者による出店許可や依頼等を受けて、行事に付随して行う営業であることから、行事に関連なく営業することはできません。

営業できる行事

おおむね1か月程度を超えない開催期間で、かつ一時的に開催される次のような行事で、営業することができます。

- ① 神社・仏閣の縁日・祭礼
- ② 地域や産業の活性化を目的とした行事
- ③ 復興支援や慈善活動を目的とした行事
- ④ 国際交流を目的とした行事
- ⑤ スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演等
- ⑥ フードフェスティバル ⑦その他これに類する行事

次のような行事は、臨時的な行事には含みません。

- ◆開催期間が数か月から通年の連続する行事
- ◆定まっていない開催期間で行う断続的な行事
- ◆個人が単独で行う行事

営業できる期間・場所

営業できる行事の開催期間内かつ行事の開催場所の範囲内に限ります。

営業許可業種

飲食店営業（屋台型臨時営業）

営業許可有効期間

5年（短期申請の場合、5か月間を超えない期間）

なお、施設・設備をレンタルして、特定の臨時的な行事に限って営業を行う場合は、その行事の開催期間における短期申請とします。



取扱食品について



- ◆ 原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品とします。
- ◆ 1つの屋台型臨時営業許可施設で取り扱うことができる食品は、1品目（同一種の器具及び同一の工程で調理するもの）に限ります。
- ◆ 衛生的に取り扱うことができる場合に限り、食品の調理と同時に以下のとおり飲料を取り扱うことができます。
 - ・市販品の清涼飲料水及び酒類を開缶開栓し、そのまま渡すこと。
 - ・市販品の清涼飲料水及び酒類を混合せずに注ぐこと。（単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可）
- ◆ 遵守事項
 - ・営業場所での調理にあたり、大量の水の使用を必要とする食品は取り扱わないこと。
 - ・飲料に使用する清涼飲料水、酒類、氷雪、かき氷に使用する氷雪及びアイスクリーム類は、食品衛生法に基づく各製造業の許可を取得した施設で製造されたものであり、同法第13条第1項の規定により定められた規格・基準に適合するものに限る。
 - ・生野菜をはさんだドッグ類、サラダ類、酢の物、和え物及び漬物等の非加熱食品を提供しないこと。
- ◆ 取扱食品（例）



分類	食品（例）
煮物類	おでん、豚汁、煮込み、けんちん汁
焼き物類	焼とり、いか焼、焼き貝、焼き餃子、焼魚、焼き餅
お好み焼類	お好み焼、たこ焼、チヂミ
茹で物・蒸し物類	じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシュウマイ、味噌田楽
麺類	焼きそば、ラーメン、そば、うどん、パスタ類、即席カップ麺 ※冷やし麺類は不可。
揚げ物類	フライドポテト、串かつ、唐揚げ、コロッケ、フライドパスタ、揚げ餃子
喫茶類	おしるこ、コーヒー、かき氷、甘酒、清涼飲料水、紅茶、かち割り氷
ドッグ類	ホットドッグ、ハンバーガー、ドネルケバブ、タコス
ごはん類	カレーライス、牛丼、焼き肉丼
焼き菓子類	今川焼き、クレープ、たい焼、大判焼き、焼き団子、ベビーカステラ、ピザ、五平餅
揚げ菓子類	ドーナツ、大学芋、揚げパン、チュロス
あめ菓子類	水あめ、リンゴあめ、べっこう飴、カルメ焼、あめ細工
アルコール類	ビール、日本酒、サワー類、焼酎
アイスクリーム類	アイスクリーム ※1食ずつ使い切りのカートリッジ式機械を使用するものに限る。
その他	果実チョコ、レトルト食品

衛生管理等について

- 1 臨時営業は、道路、公有地又は私有地等に組立て式テントやコンテナ等を設けて営業を行うことから、関係法令を順守し、また、土地所有者及び管理者に配慮して営業を行うこと。
- 2 営業許可は行事に付随したものに限られるため、行事と関連のない営業は行わないこと。
- 3 仮設の店舗は、行事の準備及び行事中の必要な期間のみ設置し、行事が終了次第速やかに撤収し、適切に保管すること。
- 4 営業許可書を利用者から見やすい場所に掲示又は常に携行し、求めに応じて提示すること。
- 5 施設の補修に努めること。

- 6 食品、器具、容器包装等は、衛生的に取り扱うこと。
- 7 営業場所で使用する食器類は、その場で洗浄しないこと。なお、食器の洗浄を行う場合は、営業場所以外の場所で衛生的に行うこと。
- 8 営業場所における調理、加工等の行為は、全て施設内（許可を取得した屋台）で行うこと。
- 9 給水タンクは、定期的に清掃し、清潔を保ち、給水タンクからは、常に飲用に適する水が供給されること。
- 10 廃水や廃棄物の処理は適切に行い、道路排水溝や公共の場所へ廃水を流さないこと。現地で廃水や廃棄物を処理する必要があるときは、行事の開催場所の規定を順守すること。
- 11 器具等は取扱食品等に応じて区別すること。
- 12 取扱品目及び取扱量は、施設の規模等に見合ったものとする。
- 13 冷蔵又は冷凍等、温度管理が必要な食品を取扱う場合は、温度計の使用や冷蔵又は冷凍設備の能力を十分に事前確認した上で、適切に取り扱うこと。
- 14 冷凍原材料の解凍は、専用の容器等で衛生的に行うこと。
- 15 営業時間外にあっても、施設を衛生的に保てるように措置を講ずること。
- 16 屋台型臨時営業にあつては、施設の側壁及び調理台等により、調理従事者以外の者が容易に立ち入れないように配置して営業すること。

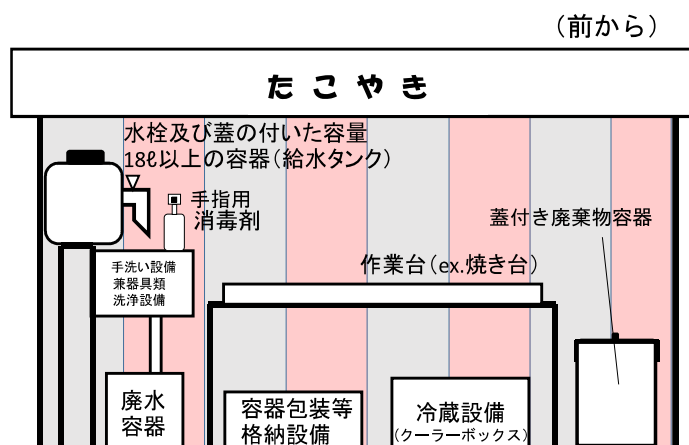
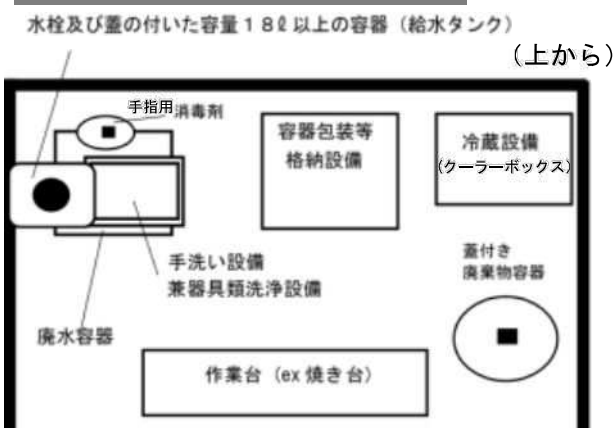


必要な施設・設備

許可にあたっては、神奈川県が定めた施設・設備の基準を守する必要があります。

施設	屋根及び側壁を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には衛生的に保管できる構造の施設であること。
給水設備	水栓及びふたの付いた容量18リットル以上の飲用に適する水を供給する容器を備えること。
洗浄設備・手洗い設備	器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。
廃水容器	十分な容量の廃水容器を備えること。
冷蔵設備	食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。
廃棄物容器	廃棄物(客が使用した食器類を含む。)を衛生的に保管するための蓋の付いた容器(ゴミ箱)を備えること。
格納設備	食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。

施設の例



営業許可申請の手続き

① 事前相談

施設の保管場所が藤沢市内にある場合、藤沢市保健所が手続き先となります。
施設の図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
※申請を受けてから営業許可書の交付までに一定の時間を要します。
お早めにご相談ください。

② 申請書類審査

申請時に施設検査の日時や方法について打ち合わせをします。

申請に必要なもの	
1 営業許可申請書	保健所生活衛生課窓口にあります。 (藤沢市のホームページよりダウンロード可)
2 施設の構造及び設備を示す図面	
3 食品衛生責任者の資格を証明するもの	調理師免許証や知事指定養成講習会修了証書等の原本又は写しをお持ちください。確認後お返しします。
4 登記事項証明書等(法人の場合)	6か月以内の原本又は写しをお持ちください。 確認後お返しします。 法人番号(13桁の数字)で、登記上の本社所在地、法人名を確認できる場合は、不要です。
5 水質検査成績書(井戸水等水道水以外の水を使用する場合)	登録を受けた検査機関の水質検査成績書の原本又は写しをお持ちください。 (水質検査成績書は、採水日から営業許可申請日まで1年を越えないもの)
6 申請手数料	・新規申請の場合、4,000円(現金) ・短期申請の場合、2,000円(現金)

③ 施設検査

施設・設備が施設基準に適合していることを確認します。
施設基準に適合しない場合は許可になりません。
改善後、再検査を受けてください。

④ 許可

原則として検査から数日後に許可になります。
許可取得後に営業を開始してください。



⑤ 許可書交付

営業許可書の原本を施設内の見やすい場所に掲示又は携行してください。
神奈川県内の自治体間では、「神奈川県内のいずれかの自治体で営業許可を受けた屋台型臨時営業については、神奈川県内の許可を受けた自治体以外でも営業することを認める。」という申し合わせをしています。



藤沢市ホームページ
「臨時営業について」

藤沢市保健所 生活衛生課 食品衛生担当
所在地：藤沢市鶴沼2131-1 4階
電話：0466-50-3594

行事における食品の提供について

行事において食品を提供する場合、臨時的な行事の主催者は、事前に藤沢市保健所に相談・届出を行ってください。
藤沢市保健所では、食品の衛生的な取扱い等について助言しています。

～臨時的な行事とは～

実施主体（国、地方公共団体、法人又は団体）が、一定の目的をもって開催する行事で、開催期間がおおむね1か月程度を超えない一時的である行事

～縁日祭礼等とは～

臨時的な行事のうち、地域性や公共性があり不特定多数が自由に参加できる行事

（開催回数はおおむね年5回を超えないもの

1回あたりの開催日数がおおむね5日間を超えないもの）

- ① 神社・仏閣の祭り
- ② 自治会・子ども会等が行う運動会、夏祭り、バザー等
- ③ 県、市及び各種団体等が行うふるさと祭り、産業祭り、花火大会等
- ④ 学校、幼稚園等が行う学園祭、運動会、バザー等
- ⑤ 企業が社員、家族及び近隣の住民等を対象として行う運動会、夏祭り、バザー等

行事の主催者に必要な手続き

事前相談

行事の主催者は取扱食品や施設要件等について、事前に生活衛生課へ相談してください。



藤沢市ホームページ

「行事の主催者に必要な手続き等について」

届出

行事の主催者は、開催日のおおむね14日前までに生活衛生課へ届け出てください。
必要なもの

- ① 行事の開催届
- ② 出店概要書
- ③ 会場配置図
- ④ 付近の見取り図（会場周辺の地図）
- ⑤ 行事の概要がわかる書類（縁日祭礼等の場合、公共性を確認できる書類を含む。）

営業にあたらぬ出店者の方について

1 食品等の衛生的な取扱い

- ・ 原材料の細切等の仕込みはその場では行わず、調理室等の清潔で衛生上支障のない場所で行うこと。
- ・ 前日に調理したものは、取り扱わないこと。
- ・ 要冷蔵・冷凍食品は、冷蔵・冷凍庫等により適切な温度で保管すること。
- ・ 食品を直射日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりしないこと。
- ・ 食品の中心部まで火がとおるよう十分に加熱し、最終加熱から1時間以内に販売すること。
- ・ 客に持ち帰りをさせず、その場で喫食するようにすること。
- ・ 調理前に調理設備(シンク、調理台等)、器具(まな板、包丁、布巾等)などは、よく洗浄、消毒すること。

2 施設等の要件

- ・ 雨、直射日光及びほこり等から食品等を防ぐことができる材質(テントやシートを含む)で天井と三方の側面が囲われた施設で行うこと。
- ・ 水栓及び蓋の付いた容量18リットル以上の飲用に適する水を供給する容器を備えること。容器を設けられない場合は、水道水を直接供給できる給水栓が使用に便利な位置にあること。
- ・ 器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。設備を設けられない場合は、水道水を直接供給できる給水栓が使用に便利な位置にあること。
- ・ 既存の排水設備に接続がない場合は、十分な容量の廃水容器を備えること。
- ・ 要冷蔵・冷凍食品を取り扱う場合は、冷蔵・冷凍庫及び温度計を備えること。
- ・ 食品、器具及び容器包装を衛生的に保管できる格納設備を備えること。
- ・ 蓋付きのゴミ箱を備えること。
- ・ コップ、皿等は、使い捨てのものを使用すること。

3 従事者の衛生管理

- ・ 従事者は、爪を短くし、時計、指輪等を外し、清潔なエプロン、帽子などを着用すること。
- ・ 作業前、トイレの後、お金を触った後等は必ず手洗い・消毒を行うこと。
- ・ 体調の悪い者及び手指に外傷のある者は、調理に従事しないこと。

4 毒物・異物混入の防止対策

- ・ 調理の作業場所や食品の保管場所を離れる際には、必ず関係者を残すようにすること。
- ・ 容器包装に入れられた食品は、仕入れ時と販売時に容器包装に異常がないことを確認すること。



5 取り扱うことができない品目

次のような食品は特に衛生管理が必要なので、取り扱わないようにしてください。

- ・ 加熱しないもの(刺身、生野菜、果物や生卵等をそのまま提供するメニュー)
- ・ ご飯もの(おにぎり、すし、カレーライス、丼もの等)
- ・ 調理を行う場所で多量の水を必要とするもの(冷しそば、冷しうどん等)
- ・ 前日に調理したもの・食中毒リスクの高いもの(カレー、シチュー等)
- ・ ディッシャーアイスクリーム(盛り付けるアイスクリーム)・生クリーム(泡立てるもの)



6 取り扱うことができる品目

- (1) 取扱いができる品目は、混ぜて煮るだけ、付けて揚げるだけなどの簡易な調理行為のもので、原則加熱して提供するものです(かき氷等を除く。)。表1参照

表1 簡易な調理行為として取扱いができる品目

分類	品目
煮物類	豚汁、けんちん汁、煮込み、おでん等
焼物類	焼とり、いか焼き、焼とうもろこし、フランクフルト等
お好み焼き類	お好み焼き、たこ焼き
ゆで物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい等
揚げ物	フライドチキン、フライドポテト、アメリカンドック等
めん類	焼きそば、ラーメン、温そば、温うどん、即席カップ麺等
菓子類	綿菓子、たい焼、今川焼、リンゴあめ、バナナチョコ、ドーナツ、クレープ等
その他	かき氷、ところてん、おしるこ、甘酒、ジュース、コーヒー、紅茶等



調理の際は次のことに注意してください

- ・ 取扱品目数は、施設の広さ、設備及び従事者数に応じた衛生上支障がない数にしましょう。
- ・ クッキー等の菓子を製造して販売するには菓子製造業の許可が必要です。
- ・ ついた餅は、必ず加熱調理して提供してください。(お雑煮、おしるこ等)

- (2) 食品販売行為として取扱いができる品目 表2参照

- ・ 野菜・果物等の農作物
- ・ 食品営業許可施設等から仕入れた、容器包装に入れられた食品表示のあるもの

表2 食品販売行為として取扱いができる品目

パン類、菓子類、弁当類、清涼飲料水、食肉製品、ハードアイスクリーム類、野菜・果物、漬物、缶詰食品等

営業にあたる出店者の方について

行事の種類や内容にかかわらず、出店者が次のいずれかに該当する場合は、営業にあたるため、出店する前に出店者が飲食店営業（臨時営業）の営業許可を取得する必要があります。

- ① 縁日祭礼等以外の臨時的な行事において食品を提供する場合
- ② 営業と捉えられる形態（複数の行事に出店する、営利活動と捉えられる出店を継続的に行う。）で食品を提供する場合



藤沢市ホームページ「臨時営業について」



第 20 回辻堂かいひん盆踊り 「辻の盆」

～ みんなでつくる辻の盆 ～

企画（案）

「新たなふるさとづくり」をキーワードに、新旧住民の交流の場、親子三世代で楽しめるおまつりとして開催してまいりました辻の盆は、地域の皆様に愛され、育てていただき、今年で 20 回目の節目を迎えます。

人と人を繋げ、地域が一つとなる「辻の盆」を開催し、次代へ向けて、皆の心のふるさととなるまつりとして醸成して参ります。

開催日時：2026 年 7 月 18 日(土)～19 日(日) 午後 3 時～午後 8 時 30 分

※模擬店、子ども遊びコーナーは午後 3 時スタート

※盆踊りなど、やぐらでのイベントは午後 5 時スタート

※雨天中止の場合は当日 9 時に決定後ホームページで告知

主催：辻の盆実行委員会（辻堂市民センター、藤沢商工会議所、智寿香会、民踊砂山会、湘南富斌会、藤沢エフエム放送（株）、公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体）

後援：藤沢市、藤沢商工会議所、（一社）藤沢市商店会連合会、（公社）藤沢市観光協会

	土曜	日曜
盆踊り	「みんなで盆踊り」炭坑節、 湘南盆踊り、湘南藤沢遊行ばやしなど	同左
	「みんな大集合！レッツ盆踊り」 「和太鼓」「ダンス」 「マーチングバンド」他	「阿波おどり」 「和太鼓」 「尺八」他
子ども遊び 他	「模擬店」「福祉バザー」 スライム作り、ヨーヨーつり、的当てゲーム&綿菓子、飴細工、お花で遊ぼう✿、バルーンパフォーマンス 缶バッチ&キーホルダー&チャーム、辻の魚つり	同左
その他	辻の盆応援抽選会	同左